

令和3年第2回会津坂下町議会定例会会議録

令和3年6月24日から令和3年7月2日まで第2回定例会が町役場議場に招集された。

令和3年7月2日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1 番 目 黒 克 博	2 番 蓮 沼 文 明	3 番 物 江 政 博
4 番 赤 城 大 地	5 番 横 山 智 代	6 番 渡 部 正 司
7 番 小 畑 博 司	8 番 佐 藤 宗 太	9 番 山 口 享
10 番 渡 部 順 子	11 番 五十嵐 一 夫	12 番 酒 井 育 子
13 番 青 木 美貴子	14 番 水 野 孝 一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	川 田 良 子
書 記	橋 本 吉 嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	日 下 亮
教 育 長	鈴 木 茂 雄	会 計 管 理 者	五十嵐 吉 雄
総 務 課 長	板 橋 正 良	政 策 財 務 課 長	佐 藤 銀 四 郎
生 活 課 長	新 井 田 英	建 設 課 長	古 川 一 夫
産 業 課 長	宇 内 勝 良	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子 ども 課 長	佐 藤 美 千 代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前 10 時 00 分）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第 4 号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、7 番、小畑博司君、8 番、佐藤宗太君のお二人を指名いたします。

◎議案第 41 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 2、議案第 41 号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番（横山智代君）

お伺いします。ちょっとよくわからないので、このいろんな計算式があると思うんですが、どんな形でこれが出てくるのか、例えば最初のところだと、第 3 条のところ、100 分の 6.96 を、これを掛ける。だけど旧の場合には、7.04 という形で下がってはいるんですけど、その後、上がったたり下がったりのそのあれが、どういう形でどうなっているのか、もちろんわからないので、具体的というか、簡単に教えていただければ。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

それでは、この算定方式といいますか、賦課割合なんですけども、まず県から示されている標準税率というのがあります。そして所得割が応能割といいまして、50%。そして均等割、平等割、これが合わせて 50%ということで、所得割、均等割を平等割で 50

対 50 というような比率で、県のほうでやってくださいよというようなところでございます。

そして、まずこの中には、国保の中には、医療分と後期分と介護分というのがあります。三つあります。医療分というのは、普通にお医者さんにかかる部分でございます。

そして後期分というのは、75 歳以上の方、後期高齢者の方の医療の支援のために、この国保なり、協会けんぽなりから、この税金を取りまして、そちらのほうに、だいたい後期のほうで 4 割ということで、その協会けんぽ、国保なりから、後期高齢者の広域のほうで 4 割を納めると、国保、協会けんぽのほうから。そういうことで後期のほうは、このような形で取っております。

そして介護分、介護分については、40 歳から 64 歳までの方に賦課されるものでございます。そして介護分については、27%が介護の給付費の中で、国保なり、協会けんぽなりが負担している部分になります。その中で、このような形で増減があるというのはなぜなのかといいますと、例えば、今回ですと介護の分が若干増えております。若干というか、ちょっと多めに増えているんですけども、これはなぜかといいますと、介護のサービス、65 歳以上の方が介護保険を使ってサービスを受けた、そういう給付費が、昨年度はかなり多かったといったようなことで、それを国保なり、協会けんぽなりがあげて、そこに支援という形で負担していくといったような形になります。

また、例えば後期のほうも、75 歳以上の方が、例えばお医者さんにかかって、ぐっと医療費などが増えれば、おのずとこの国保なり、協会のけんぽなりの負担金が多くなってくるというような仕組みになっております。

またこれは坂下だけではなくて、県内全域こういう形になってきます。

ざっくりと簡単な説明ですけれども、このような形になっております。以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

今の関連で同じ質問の内容なんですけど、特にやっぱり目立っているのは、今おっしゃってくださったように、介護ですよ、介護のところがだいたい 47%ぐらいアップしている、何箇所かあるんですけど。やっぱりほかのところを見ると、バランスがちょっと突出しているかなという感じはするんですけど、これについては、いわゆる健保協会のほうでも同じような割合になっているということではよろしいのでしょうか。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

まず介護のほうなんですけども、本町の介護給付についても、かなり令和2年度については上昇しております。県内でもかなり上昇しているということで、協会けんぽ、国保についてもこの分については上がっているというようなことでございます。以上でございます。

◎議長(水野孝一君)

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎5番(横山智代君)

議長、5番。

◎議長(水野孝一君)

5番、横山智代君。

◎5番(横山智代君)

私はこの議案第41号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に対して反対の立場で討論いたします。

年金生活者にとって重い負担が、重いというか、負担がすごく重くなっています。そんな中、保険料の引き下げを求める声は切実です。こうした声に応える立場として、私は今予算とそれに伴う条例改正に対して反対をいたします。

◎議長(水野孝一君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(多数起立)

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 42 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 3、議案第 42 号「令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありますか。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

全般について伺いますんですけども、過疎を卒業しての初の補正予算になるんですが、若干予想よりも低かったということ、補助が低かったということで、今後のこの考え方というか、過疎債をどういうふうに使っていくかというような考え方について伺います。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

本補正予算においては、過疎債のソフト分について補正予算で変更させていただいております。当初見込んでおりました経過措置 7 年間の中で、過疎債の経過措置については、ある程度ハードと一緒にソフトも推移するのではないかというふうに予測されましたが、実際ソフト分については、7 年間の中で 360%ということで、ハードよりも、ハードの半分程度に落ち込んでしまったというのが現状であり、7 年間の中で 3 億 1,000 万円の措置になるということで、確定をしてございます。

予測よりも少ない配当であったわけですが、今後の財政運営上は、かなり影響もあることも予想されますが、予算全体の中で調整を図りながら、有効に活用してい

きたいというふうに考えております。

また、これらを地方債として発行するにあたり、過疎計画を今年の9月まで策定してまいりますので、その中で過疎対策に取り組むハード、ソフトの事業を確定し、有効な財源を活用してまいりたいというふうに考えております。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

そうしますと、その9月までにはある程度のスケジュール、今後の見通しが立つということでよろしいのでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

過疎計画の中には、過疎債で活用する対象事業を決めてまいりますので、事業計画書の中でそれらをお示しすることができるかなというふうに考えております。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

5 ページの20 款諸収入について、コミュニティ助成事業でありますけども、この事業については、継続的にこの助成が続くのか。また、こういった事業の採択にあたっては、各地区の事業の要望とか、そういったことについてはどのような形で周知して、そして事業として採択していったのかお伺いいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

コミュニティ助成金につきましては、議員ご存知かと思われませんが、宝くじの収益金を活用した助成事業であります。この事業は一般社団法人ふるさと財団が運営している補助金でありまして、毎年毎年、町から各自治会、区のほうに、春に要望についての紹介をさせていただいております。要望の紹介をしまして、区長さん、また区の役員さんと事業内容のヒアリング等を行いまして、事業の計画書を作成し、県を通じて要望しているというものでございます。

今年度におきましても、3地区、3自治会からヒアリングをしまして、事業計画として要望書を提出させていただきましたが、今回採択を受けたのは2地区になったという状況でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎7番（小畑博司君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、小畑博司君。

◎7番（小畑博司君）

ページ数が間違ったらごめんなさい。9ページの総務管理費、行政センター建設基金8,000万円、新庁舎に向けてということでございますけれども、私の記憶によれば、財政健全化重点期間の期間内には、行政センター建設基金には、ふるさと納税などでその目的にしたがって積むもの以外には積み立てないという方針であったと思います。重点期間が終わったのか、方針がいつ変わったのか、ご説明ください。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

庁舎建設基金への積み立て並びに財政調整基金も含めて、財政健全化アクションプランの中で計画を定めまして、計画的に基金の積み立てを行ってまいりました。その中で、この財政調整基金を優先して積み立てを行ってきたわけなんですけど、財政調整基金につきましては、計画を上回るペースでの積み立てが可能となったことから、財政調整基金だけに積み立てをしていくのではなくて、行政センター建設基金のほうにもバランスよく積み立てを行っていくという趣旨のもとに、若干行政センター建設基金のほうに重点を置いた基金の積み立てを今回は行ったということでございます。

◎7番（小畑博司君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番（小畑博司君）

行政センターの建設につきましては、わが町の重点課題でありますことは私も承知しておりますし、同様に考えております。ただ、それ以上に町の財政の健全化というのを重点を置いた方針で進んできたはずですが、その重要課題への方針転換というのは、議会にいつ説明されたのでしょうか、ちょっとお伺いします。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

これは方針転換ということではなくて、積み立てをしていくこの財政調整基金を優先してまいりましたけれども、財政調整基金のほうの積み立てもしていきながら行政センター建設準備基金のほうも並行して積み立てを行ってきたものでございます。そのアクションプランの中で基金の目標として定めた部分が早期に達成されましたので、比重を変えて行政センター建設基金のほうに積み立てを多くしているということであり、方針そのものの変更にはあたらないというふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。

◎7 番（小畑博司君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番（小畑博司君）

この件に関しては最後にしますけれども、財政健全化、早期に達成されるということは非常に喜ばしいことでありまして、財政調整基金も潤沢といえるかどうかわかりませんけれども、目標額に達したと、だから行政センターのほうにも積み立てできるんですよということであれば、財政健全化終了したというふうな思いですか。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

財政の健全化が達成されたという部分については、まだ道半ばだというふうに考えております。行政センター建設準備基金につきましては、新庁舎を建設する目的に従って

積み立てを行っているものでございますので、その目的を早く達成するためには行政センターの準備基金をある程度積んでいかなければならないという趣旨のもとに、今まで少ない財源の中で積み立てを行ってきたわけではありますが、優先すべき財政調整基金の積み立てから、少し行政センター準備基金のほうの積み立てにも比重を重くしてきたというような状況でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

28 ページの 10 款教育費の中で財源の変更がありました。地方債が、1,500 万が一般財源 1,516 万 2 千円ということなんですが、これについては、先ほどの質問にもありましたが、利便な過疎債を返却して、一般財源に充てるとということなのかと思うんですが、財源にゆとりができたからこういったことをやったのか、繰越金があったからこういったことを今回行ったのか、お伺いいたします。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

本補正予算の予算書でいきますと 4 ページ、第 2 表地方債の補正でご説明をさせていただきます。この中で廃止の下段、通学通園安全対策事業、いわゆる過疎対策事業債として 1,500 万円を廃止したことが財源内訳の補正となっております。この財源内訳の補正をしなければならなくなった、この地方債の廃止をしなければならなくなったことが、先ほどご説明をさせていただいたと思うんですが、過疎債のソフトが、当初 6,330 万円で予算を編成させていただきました。この過疎債のソフトの割当額が上限 5,000 万円という形に変更になりましたので、財源の充当する部分を変更させていただいたことによる補正でございます。以上です。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

わかりました。

33 ページ予備費についてお伺いいたします。当初 4,245 万 6 千円で、今回 2,186 万 7 千円の補正で、増額であります。いろんな事業が山積していると思うんですけども、予備費に 2,000 万やるのではなく、何か事業として見つけることができなかったのか、何かやらなくてはならない事業がなかったのかお伺いいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

今回の補正予算につきましては、各部署からの予算補正の要求に従いまして編成をしてございます。その中で、当初予算で積み残した事業、新たに発生した事業、新たに必要となると予想される事業ということも含めて検討してまいりましたが、この予算編成時においては、その必要のある事業が結論に至らなかったという状況の中で、本補正予算を予備費に充当し、今後出てくるであろう必要性であったり、事業にこれを利用していくということで、今回 2,186 万 7 千円を積み立てさせていただいたところでございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 42 号「令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算(第 2 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 4、議案第 43 号「令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありますか。

◎9 番(山口亨君)

議長、9 番。

◎議長（水野孝一君）

9 番、山口亨君。

◎9 番(山口亨君)

最後の 8 ページ、9 款予備費について伺います。今回の補正は減額補正になっていまして、4,400 万ほどの予備費を使うということで、大変大きな数字を使うわけなんですけれども、基金もあることは理解しますが、こんなに使っても予備費は大丈夫なのかどうかを伺います。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

予備費の考え方だと思います。予備費の考え方については、以前、県が財政運営の主体になる前については、過去 3 年間の給付費の平均のだいたい 3%というようなことをいわれておりました。でもそれが撤廃されて、だいたい 3%といいますと、3,000 万前後というような計算でございます。今まで予備費については 5,6,000 万持っていたわけですが、今回、本算定において保険税の減額と、あとは県への事業費納付金が増加といったところで、予備費 4,400 万ということで、こちらのほうを使わせていただきました。残額的には 2,400 万なんですけれども、だいたい 3,000 万前後ということで、そのような考え方を持っていますが、ある程度あったほうがいいんでしょうけれども、その分については、今後、国保運協の中で基金も合わせた中で考えていくような形にしたいと思います。以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 43 号「令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 44 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 5、議案第 44 号「令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

この説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 44 号「令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 45 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 6、議案第 45 号「令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 45 号「令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 46 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 7、議案第 46 号「令和 3 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

歳出の事業費についてお伺いいたします、4 ページです。委託料と工事請負費が減額であります、なかなか事業の進捗がおぼつかないということで、事業への影響についてはどのようなことがあるのかお伺いいたします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

長期化している東の区画整理事業でございますが、今回の補正については、あくまでも国の交付金の決定に伴う減額補正ではございますが、3 月の第 1 回定例会において補正予算で議決をいただきました、いわゆる明許繰越分がございますので、そちらのほうについては委託費として充てたいというようなことでございますので、そちらの金額が約 1,900 万ほどございますから、当初予算に対しては調査費のほうもかなりの額、予算を確保できているというようなことで、事業期間に遅れは生じてはおりますけれども、当初見込んでいた予定とほぼ変わらない部分で推移できるものと考えてございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 46 号「令和 3 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 8、議案第 47 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 47 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情第 1 号及び請願第 4 号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 9、総務産業建設常任委員会に付託しておりました陳情第 1 号「江川綱弘いじめ事件再調査に関する陳情書」及び請願第 4 号「トリチウムなどの放射性核種を含む A L P S（多核種除去装置）処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める請願について」を一括議題といたします。

議題とした請願・陳情の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司総務産業建設常任委員長。

◎6 番（渡部正司君）（登壇）

総務産業建設常任委員会委員長の渡部正司でございます。

陳情 1 号「江川綱弘いじめ事件再調査に関する陳情書」の審議報告を申し上げたいと思います。本陳情を受理した年月日は、令和 3 年 2 月 22 日であります。

審議経過を申し上げます。去る 3 月 10 日、北庁舎会議室において委員 7 名全員の出席のもと、総務産業建設常任委員会を開催し、同陳情を審議いたしました。

審議の結果、本陳情は全員一致で継続審議とすべきものと決しました。

理由は、町から陳情者への通知内容を委員全員が共有し、意見を集約すべきとの考えであるからです。なお、報告書の概要版、これは町側から陳情者側へわたっている報告書です。その概要版については一般的に公開をされていますが、新たに全ての分、全文を請求し、その資料をもとに委員全員が陳情内容を検討し、意見を集約していくとしたものであります。これが第 1 回の審査であり、この決定により令和 3 年 3 月 29 日、町へ資料請求をいたしました。

資料請求 3 あります。そのうちの一つ、会津坂下町いじめ問題専門委員会答申書、平成 29 年 7 月 31 日付のもの。二つ、会津坂下町いじめ問題調査委員会報告書、平成 31 年 3 月 18 日付。3、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく調査結果報告、平成 31 年 3 月付。以上の 3 点を町へ資料請求を申し上げました。

令和 3 年 4 月 7 日、町から資料を収集いたしました。ただし資料請求中、特に個人の情報が記されている部分については、会議が開かれたときに配付し、会議の終了とともに

に回収するといったしました。

続けて、令和3年4月26日、第2回委員会を開催しました。

続いて、令和3年5月11日、第3回委員会を開催いたしました。

続いて、令和3年6月30日、第4回委員会を開催いたしました。

委員会の立場をまず申し上げておきます。

一つ目に、本委員会は中立公正を図るために、当事者からの新たな意見の取り入れは行いませんでした。執行部からは説明する用意がある旨の申し出を受けましたが、これを求めませんでした。また、陳情者からは6月17日に陳情趣旨説明要求を受けましたが、これについても町側に示したことと同様に、新たな説明は求めないといったしました。結果として、委員以外の出席はなく、また傍聴もありませんでした。

二つ目です。本委員会は裁判所ではないこと。また各委員は裁判員ではありません。各委員はあくまでも中立公正を目指し、各委員がそれぞれの立場で行ってきた情報収集や考え方を尊重していくということを基本といったしました。

4、採決の結果を申し上げます。去る6月30日、本庁舎大会議室において総務産業建設常任委員会を開催し、委員7名全員出席のもと審議を行い、採決の結果、採択することに賛成の挙手なしにより、本陳情書は不採択すべきものと決せられました。

5、これまでの意見を集約したものを申し上げます。6点ほどあります。

本陳情書は再調査としているが、実際は再々調査であります。

二つ目、これまでの各調査には各々の時点において適切なものであったと考えられます。

3点目です。本件全容に関しては、家庭での対応状況も慎重にも考慮されるべきですが、その調査は不可能であり、加えて再々調査の実現可能性は非常に難しいと考えられました。

4点目、陳情者の主張する、アンケートが本件についてのものでないから、調査に含めるのは間違いと主張しています。このことについて、当該アンケートは本件を包含したものであり、背景を理解する上でも調査の一部として記載する妥当性は認められる。したが、これまで調査が文科省から出ている、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、これに則していないとは言えないと考えられました。

5点目です。調査委員会の委員構成は陳情者も了承し、その調査内容は陳情者の諮問したものであり、その報告には妥当性が認められると考えられました。

最後6点目です。今回はネット署名がありました。このことについては、陳情者の意見に賛同したという反響があったとするものの、署名者が全容を把握、理解しているかは疑義があり、法的拘束力はないものと考えました。

最終的なまとめの意見を申し上げます。実施アンケートは調査の一部として記載する妥当性が認められるもので、これまでの調査がいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに則していないとは言えないと考えられます。また、調査委員会の委員は陳情者も了承し、その調査内容は陳情者の諮問したものであり、その報告には妥当性が認められるとしました。

以上で陳情１号「江川綱弘いじめ事件再調査に関する陳情書」の審議報告、経過と結果をご報告申し上げます。

続きまして、請願第４号「トリチウムなどの放射性核種を含むＡＬＰＳ（多核種除去装置）処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める請願について」総務産業建設常任委員会に付託されておりました請願第４号について、審議の経過と結果をご報告申し上げます。去る６月３０日、本庁舎大会議室におきまして委員７名全員の出席のもと、総務産業建設常任委員会を開催し、審議いたしました。

審議の結果、採択することに賛成の挙手多数により、本請願書は採択とすべきものと決せられました。

採択に反対の意見として、処理水を日本だけが流してはだめというのはおかしい。ＩＡＥＡでも認めており、外国では海洋に放出をしている。また、科学的に問題ないはず、保管しているタンクから処理水が漏れる心配もある。また、保管タンクの代案が示されていないので、採択すべきであると。

一方、採択に賛成の意見として、関係者との理解なしには処理水のいかなる処分も行わないと漁業関係者と約束したが、その理解は全くされていない。また、多くの県民が海洋放出に反対をしている。宮城県など県外からも反対の立場が示されている。さらに漁連だけではなく、ＪＡ会津よつば、みらい、さくらに加え、県森林組合連合会も反対している。風評は起きないのが前提である等々の意見が出されました。

以上、報告といたします。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は１件ごとに行います。

はじめに、陳情第１号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、請願第４号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論・採決は１件ごとに行います。

はじめに、陳情第１号について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第1号「江川綱弘いじめ事件再調査に関する陳情書」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

陳情第1号に対する委員長の報告は不採択であります。採決にあたりましては、可とすることを諮る原則によりまして、本陳情を採択することについて、お諮りいたします。

念のため、繰り返し申し上げます。

陳情第1号に対する委員長報告は、不採択であります。採決にあたりましては、可とすることを諮る原則によりまして、本陳情を採択することについて、お諮りいたします。

この陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手なし）

◎議長（水野孝一君）

挙手なしであります。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり不採択にすることに決定されました。

次に、請願第4号について討論はありませんか。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

2番、蓮沼文明です。請願書、採択することに賛成の立場で討論いたします。

福島県の漁業については、2012年から始まった試験操業が今年の3月に終了し、4月から本格操業に向けた移行期間でもありました。このような時期における海洋放出決定は、風評被害を政府がつくっていると言わざるを得ないことであり、まさに有害に等しいものであります。風評被害の実例は会津の米、野菜にも及んでおります。今や福島県全体の問題でもあります。

海洋放出決定に至るまで、政府及び東京電力が検討する時間は十分あったにもかかわらず、検討結果が見られなかった。海洋放出ありきではなくて、真摯に誠実な態度をもって様々な処遇法の案を検討すべきです。我々は負の財産を自分たちの孫の代まで残してはいけません。これ以上の犠牲を押し付けないようにすること。これは東京電力と政府に課された義務であると考えます。

よって、私は本案を採択することに賛成いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎9 番（山口享君）

議長、9 番。

◎議長（水野孝一君）

9 番、山口享君。

◎9 番（山口享君）

私は反対の立場で討論申し上げます。

まず、どうして日本だけがだめなんでしょうか。トリチウムを含む処理水は全世界、原子力発電を行っている国すべてから出されています。特にお隣の韓国や中国では、日本より高い濃度で現在放出しているわけです。WHOでも、IAEAでもOKを出しているのではないのでしょうか。どうして日本だけがだめなんでしょうか。

22 年の夏まで、いわゆる来年の夏までには敷地内が満杯になってしまうという現実。さらに一番怖いのは、このままタンクを保管し続けることによって、タンクの腐食、そこから流れ出てしまうということが一番危惧されるわけであります。本日の民報新聞の中にも、548 基に腐食やへこみが見つかったという現実。これらの問題を先送りにすることなく、後世につけを回すことなく、我々の世代で解決しなければいけない問題ではないのでしょうか。

そういった思いで反対といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎7 番（小畑博司君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番（小畑博司君）

私は採択することに賛成の立場から討論をいたします。

今ほど同僚議員から、なぜ世界中の原発で排出しているのに、日本だけが許されないのかというような意見がございました。今、100 万 t を超える処理水がどんなものなのかということを理解していれば、そんな発言にはならないと思いますけれども、あの原発事故以降、溜まり続けている。それは直接燃料デブリに触れた汚染水であります。これをALPS（多核種除去装置）によって、そこから様々な放射性物質を取り除くという処置を行った後、溜めているわけですが、この100 万 t を超える処理水の70%、約70%については、世界中の原発で流している処理水の告示濃度よりも非常に高く、またトリチウムだけではなくて、63 種類のストロンチウムなどをはじめとする多くの放射性物質を含んだままであるということを、東電自身が発表しております。これは世界で流されている処理水とは違います。その部分については、私どもも犠牲者でありながら

もきちんと把握しなければいけない事柄だというふうに思います。

例えばこれを薄めて海洋放出したとしても、30年から40年かかります。これも言うております。すると、海洋に放出したからといって、明日にもなくなるものではない。地上から消えてなくなるものでもない。壊れた原発を処理する時間とほぼ同等の時間がかかってしまうということも明らかになっています。

したがって、なぜ漁業者が、またまた割を食わなければいけないのかなと、一生懸命10年もかけて魚を食べられるように頑張ってきたのに、その生業すらまた奪われようとしている。この苦しみに寄り添うならば、海洋放出しろとは絶対に言えないのかなと私は思います。

国と東電は2015年8月に漁業者と、この請願書にもありますように約束をした。あれから6年も経っているにも関わらず、タンクは硬盤をボルトで締めたただけであります。これまでも汚染水が漏れ出したという事故が東電から仕方がなく報告されています。無責任なのは漁民の方や処理放出はだめだという方ではなくて、国と東電であります。なぜ我々が責任を、犠牲を押し付けられなければならないのか、事故の責任もっておりませんけれども、今後も石油の備蓄タンクのようなしっかりとしたタンクを建造して、10万tタンクを10個つくれば100万t溜め続けることができます。その間に技術開発をして、しっかりと漁業をはじめとする産業に風評が及ばないような対策を寝るべきだというふうな思いから、私は賛成の立場で討論いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

私は委員長報告に対し、反対の立場から討論をいたします。

風評被害をうまないことは重要なことであり、請願の趣旨は十二分に理解いたしますが、同時に廃炉までの道のりが遠のくということがあってもならないと考えます。先日、大熊町議会議員の方と懇談いたしました。原発が立地する大熊町議会では、これについての態度を明らかにしておりませんが、廃炉作業を進めていただくことが一番の願いであると報道等にも語っております。原発が立地する自治体議会の思いを尊重するとともに、政府方針に反対し、撤回を求めた場合の議論は、少なからず廃炉までの道のりに影響があると考えられることから、本委員長報告に対し反対します。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番（横山智代君）

私はこの請願に対し、賛成の立場から討論いたします。

先ほど同僚議員からも、この海洋放出について賛成の討論がありましたが、今、全世界で海に放出されているというような発言もありましたが、流す内容に大きな違いがあるということを、やはり認識しなければならないと思います。

廃炉作業その他のことにも出ておりますが、今回のこの福島原発の廃炉には、何兆ではなく、何京レベル、私たちから想像もできないようなレベルのそういった危険性の極まりない、もうそういった危険な廃炉作業が必要になっている。その中を通ってきている汚染水だということを十分考えなければいけないと思います。ほかの原発、原子力発電所から流れ出る水とは全然レベルが違うということ、それをよく認識しなければならないということ。

それと、私たちの範疇では、トリチウムその他の放射性物質、それについても私たちがさえも理解しえないほどのものがあるということ。それを今、海に流せばどうということになるか、漁業関係者、そしてそれは漁業だけではなく、福島県民、そして日本全国、国民の人たちいろいろなところにその波及効果が及ぶということ。それを考えれば、私たちは、ただ単に流せばいいのではなくて、やはり一緒にこれから先をことを考えなければいけない。その苦しみに寄り添うという心は常に持たなければいけないと思います。

そういう立場から、私は今回のこの請願に対して賛成いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより請願第4号「トリチウムなどの放射性核種を含むALPS（多核種除去装置）処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める請願について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第4号に対する委員長報告は、採択であります。この請願を、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（多数起立）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、請願第 4 号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

休憩のため休議といたします。

(午前 10 時 57 分)

再開を 11 時 10 分といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午前 11 時 10 分)

◎請願第 3 号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 10、文教厚生常任委員会に付託をしておりました請願第 3 号「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願書」を議題といたします。

議題とした請願の審査経過及び結果について、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地文教厚生常任委員長。

◎4 番(赤城大地君)（登壇）

文教厚生常任委員会に審議を負託されました、請願第 3 号につきまして審査の経過と結果をご報告いたします。

請願第 3 号「国の被災児童生徒就学支援事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願書」につきましては、去る 6 月 30 日役場北庁舎会議室におきまして委員 7 名全員出席のもと審議を行いました。

東日本大震災及び原発事故から 10 年が経過しましたが、本町を含む福島県内ではいまだ約 6,500 人の子どもたちが県内外で避難生活を送っている状況にあります。経済的な支援を必要とする児童生徒が多く存在する中で、被災児童生徒就学支援は重要な施策となっている現状、また、予算が前年よりも減少している現状に鑑みると、継続を要望することが望まれることから、審議の結果、賛成全員でこの請願は採択すべきものと決しました。

以上申し上げ報告といたします。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

請願第 3 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより請願第3号「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願書」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
請願第3号に対する委員長の報告は採択であります。この請願を委員長報告のとおり決定することに賛成の職員の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに可決されました。

◎議員提出議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

日程第11、議員提出議案第3号「トリチウムなどの放射性核種を含むALPS（多核種除去装置）処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める意見書の提出について」を議題といたします。

◎書記（橋本吉嗣君）

議員提出議案第3号

トリチウムなどの放射性核種を含むALPS（多核種除去装置）処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年7月2日提出

提出者	会津坂下町議会議員	渡部正司
賛成者	同	目黒克博
	同	横山智代

同 同 佐 藤 宗 太
会津坂下町議会議長 水 野 孝 一 様

トリチウムなどの放射性核種を含むALPS（多核種除去装置）処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める意見書（案）

本年4月13日、政府は関係閣僚会議を開催し、トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出を決定しました。

2015年に政府と東京電力は「関係者の理解なしには処理水のいかなる処分も行わない」ことを漁業関係者と約束をしています。この度の政府方針に対しては、福島県内では、7割を超える市町村議会で、反対や慎重の意見書が採択されており、県民世論調査でも、海洋放出反対・丁寧な説明と理解を求める意見が75%と多数を占めています。また、東京電力の不祥事や隠蔽体質に多くの批判があり、不信が高まっています。

今、政府がなすべきことは、海洋放出ありきの結論でなく、陸上保管やトリチウム除去の分離技術も含めた、あらゆる処分方法を検討し、約束通りに関係者の理解を得ることです。

福島県や日本だけの問題ではないことを真に自覚し、風評対策を含め理解を得られていないALPS処理水の海洋放出決定に強く抗議し、以下のことを求めます。

記

1、関係閣僚会議で決定されたALPS処理水の海洋放出方針を撤回すること。

2、漁業関係者との約束を履行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年7月2日

福島県河沼郡会津坂下町議会

内閣総理大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

復興大臣 宛

◎議長（水野孝一君）

提出者の説明を求めます。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司総務産業建設常任委員長。

◎6 番(渡部正司君) (登壇)

ただいまの朗読のとおり、意見書(案)を提出いたします。

議員の皆様の全員の賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

◎議長(水野孝一君)

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

タイミングが遅れまして申し訳ありません。

ただいまの提案につきまして、賛成の立場で討論いたします。

この請願をめぐって賛否両論の討論がございましたけれども、現状、もう 1 点だけ皆様にわかっていたいただきたいことがございます。当然おわかりかとは思いますが、新聞報道もされておりますので、この海洋放出につきましては、身近であります農協、J Aの方々、それから生協連の方々、県漁連はもちろん、国に提言も行っております。と同時に、世界の原発ではあり得ないALPSという処理機械を使わざるを得ない状況に追い込まれて、多核種除去装置を使っております。処理水のことだけが問題になっていきますけれども、実際は処理して、その後に残る汚泥、スラリーと呼ばれますけれども、これらの廃棄物の処分方法も、今、決まっていないというのが現状でございます。専門家ではありませんから、じゃあどれをどれだけどういうふう処理すれば、廃炉作業が早くいくのかというようなことは、わかりませんし、廃炉に向かった技術もまだまだ確立をされていないというような状態の中で、そうスムーズに進むとは考えられません。しかし、ことは国と東電が責任を持って行っていただかなければいけない。

私ども福島県民は、あくまでも犠牲者であります。今こうしていても、ああ、福島の子か、ああ、福島の会津か、会津でも山菜というのは、お土産に持っていても誰も喜ばれません。そんな中で、またまた風評が拡大するということは防がなくてはなりません。

そんな立場から、私は賛成の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第3号「トリチウムなどの放射性核種を含むALPS（多核種除去装置）処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（多数起立）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第12、議員提出議案第4号『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議員提出議案第4号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年7月2日提出

提出者	会津坂下町議会議員	赤城大地
賛成者	同	蓮沼文明
同	同	物江政博
同	同	小畑博司
同	同	渡部順子
同	同	五十嵐一夫

同 同 青 木 美貴子

会津坂下町議会議長 水 野 孝 一 様

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

東日本大震災から10年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和3年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、約16億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

今日においても、福島県の多くの子どもたちが県内外で避難生活を送っています。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いており、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。

現在においても、福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、行き届いた長期的な支援がなくてはなりません。そのため、令和4年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるよう、本議会は次の事項について強く要望します。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和4年度においても全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年7月2日

福島県河沼郡会津坂下町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

復興大臣

文部科学大臣

総務大臣

財務大臣 宛

◎議長（水野孝一君）

提出者の説明を求めます。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地文教厚生常任委員長。

◎4 番（赤城大地君）（登壇）

先ほどの朗読のとおり提出するものでございます。なにとぞ議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようです。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようです。これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第 4 号『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎継続調査の申し出

◎議長（水野孝一君）

日程第 13、継続調査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会、総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴特別委員会、議会改革特別委員会及び行財政改革検討特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定により、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

申し出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日、第 2 回定例会が閉会されるにあたり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

6 月 24 日から本日までの 9 日間、議員の皆様方には、真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。

本定例会に提出いたしました案件は 9 件でありましたが、固定資産評価審査委員会委員の人事案件をはじめ、国保税条例の改正や、一般会計並びに各特別会計の補正予算等の全議案について原案のとおり議決を賜りまして、心より感謝を申し上げる次第であります。

6 月 16 日に町長に就任し、準備期間のない中での初めての議会定例会でもありました。まだ落ち着かない日々であります。町長選挙へ立候補した際に掲げました公約に関しまして、本会議中で議員の皆様方から、様々な貴重な意見をいただきました。これらのご意見やご提言を肝に銘じ、町政を執行してまいります。

そして、本定例会の初日に施政方針で申し上げたとおり、大好きな会津坂下町のために、山積する諸課題を一つ一つ解決し、将来にわたって持続可能な町、また若者たちが活躍する町を実現するため、粉骨砕身して町政運営にあたっている所存であります。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に、改めて感

謝と御礼を申し上げ、閉会にあたりましての挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（水野孝一君）

これをもって、令和３年第２回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前 11 時 30 分）

ただちに、議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催いたします。

なおその後、11 時 40 分より議会全員協議会を大会議室において開催いたしますので、ご参集願います。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 7 月 2 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員